(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　合同会社白い航跡
(二)　住所　山形県酒田市宮海字中砂畑二十七番地九
(三)　廃止する登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
　合同会社白い航跡　山形県酒田市宮海字中砂畑二十七番地九
(四)　廃止する登録小型船舶教習所の種類及び区分
　一級小型船舶操縦士第一種教習所
　二級小型船舶操縦士第一種教習所
(五)　廃止年月日　平成二十七年十二月五日

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十八年三月三十日

関東運輸局長　濱　勝俊

(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称
　（変更前）
　合同会社ＲＡＫＵＳＵＲＵ
　（変更後）
　合同会社マリンゲート
(二)　登録小型船舶教習実施機関の住所
　（変更前）
　千葉県船橋市若松二丁目八番五棟一〇二号
　（変更後）
　千葉県船橋市湊町二丁目四番五号六号室
(三)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
　（変更前）
　合同会社ＲＡＫＵＳＵＲＵ　ＭＡＲＩＮＥＧＡＴＥ
　千葉県船橋市若松二丁目八番五棟一〇二号
　（変更後）
　合同会社マリンゲート
　千葉県船橋市湊町二丁目四番五号六号室
(四)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
　（変更前）
　特殊小型船舶操縦士第一種教習所
　（変更後）
　一級小型船舶操縦士第一種教習所
　二級小型船舶操縦士第一種教習所
　特殊小型船舶操縦士第一種教習所

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十八年三月三十日

(一)　登録年月日　平成二十八年三月三日
(二)　登録番号　関小教第二十二号
(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　海風株式会社
(四)　住所　神奈川県川崎市中原区中丸子三五八番地一
(五)　代表者の氏名　渡邊　善之
(六)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
　海風（株）登録小型船舶教習所
　神奈川県川崎市中原区中丸子三五八番地一
(七)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
　一級小型船舶操縦士第一種教習所
　二級小型船舶操縦士第一種教習所

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十八年三月三十日

中国運輸局長　小川　晴基

一　島根県立隠岐水産高等学校
　代表者の氏名
　（変更前）村上　謙武
　（変更後）池田　速人
二　島根県立浜田水産高等学校
　代表者の氏名
　（変更前）池田　速人
　（変更後）中村　公一

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十八年三月三十日

四国運輸局長　瀬部　充一

一　愛媛県立宇和島水産高等学校
　代表者の氏名
　（変更前）田井野経生
　（変更後）田上　和昭

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十八年三月三十日

九州運輸局長　竹田　浩三

(一)　登録年月日　平成二十七年十月八日
(二)　登録番号　九小教第十二号
(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　合同会社　石倉海事事務所
(四)　住所　長崎県対馬市厳原町大手橋一二一四番地一
(五)　代表者の氏名　石倉　典子
(六)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
　合同会社　石倉海事事務所　長崎県対馬市厳原町大手橋一二一四番地一
(七)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
　一級小型船舶操縦士第一種教習所
　二級小型船舶操縦士第一種教習所
　特殊小型船舶操縦士第一種教習所